**入居に関する誓約書**

**私は、入居申込書を提出するにあたり、次のとおり誓約します。**

**この誓約事項を怠った場合は、魚津市営住宅条例第58条に基づく住宅の明渡請求をされても異議を申しません。**

　１　入居者及び同居者全員が暴力団員ではありません。

　２　上記１の内容が虚偽であったときは、住宅から直ちに退去します。

３　入居後に入居者及び同居者のいずれかが暴力団員になったときは、住宅から直ちに退去します。

４　暴力団員を出入りさせたり、又は同居させたときは、住宅から直ちに退去します。

５　魚津市営住宅条例第40条に規定する周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたときは、住宅から直ちに退去します。

**令和　　　年　　月　　日**

**魚津市長　あて**

**申請者　　氏　名**

**住　所**

**電　話**

裏面→

○魚津市営住宅条例　抜粋（平成25年３月25日　条例第８号）

（入居者の禁止事項）

第40条　入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

（住宅の明渡請求）

第58条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(１)　入居者又は同居者が不正の行為によって入居したとき。

(２)　入居者が家賃を３月以上滞納したとき。

(３)　入居者又は同居者が市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(４)　入居者が正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。

(５)　入居者又は同居者が第28条第１項、第29条第１項又は第39条から第44条までの規定に違反したとき。

(６)　入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

(７)　市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

第58条（5）

市長の承認を得ずに市営住宅に他の親族を同居させたり、入居の権利を他の親族に譲渡しない。入居者の責任で市営住宅を滅失毀損した時は賠償する。周辺の環境を乱し、他に迷惑を及ぼす行為をしない。市営住宅を他の者に貸したり、入居の権利を他の者に譲渡しない。承認を得ずに住宅を住宅以外の用途に使用したり模様替・増築をしない。